

別紙3 設備工事等にかかる留意事項

No.	項目	留意事項
1	建築・設計	使用物件には原則、壁・天井・床の仕上げ及び下地処理は行わない。 但し、事務所側との界壁設置のため軽量鉄骨壁下地を設置する。
2	建築・設計	界壁は安全性を考慮し任意耐火壁（1時間耐火壁）として計画している。 テナント工事で界壁を貫通する配管、配線、扉等を設置する場合は耐火壁の要件から外れることのないよう、適切な耐火仕様とすること。
3	建築・設計	図面は現時点のものであり、界壁・既存再利用建材の実際の状態や詳細部の納まりについて耐火要件を満たさない場合は、今後設計変更の対象となる可能性がある。
4	建築・設計	耐震性を考慮し、新たな壁の機械はつり等は避けること
5	電気設備	電気容量は、電灯・動力それぞれ最大150Aである
6	電気設備	電気のテナント用子メーターまで市で設置する。それ以降（二次側）は事業者の負担で工事を行うこと。
7	電気設備	動力・電灯はそれぞれ主幹ブレーカーを1つずつ市で設置して引き渡す。 それ以降（二次側）は事業者の負担で工事を行うこと。また市が用意したブレーカー容量を超える負荷は原則繋がないこと。
8	電気設備	市で設置済みの子メーターおよび盤の場所を変更する場合は、事業者の負担で工事を行うこと。
9	電気設備	電気使用開始時には、市・事業者双方立会いのうえ検針するものとする。
10	電気設備	キュービクルを触る作業をする場合は市と事前に協議を行うこと。その際の主任技術者等の立会費用・申請費用などは事業者で負担すること。
11	消防用設備	感知器等のその他の自動火災報知設備および誘導灯等については、事業者で消防と協議し設置すること。なお現状で設置している感知器はテナント工事の際に必要な応じ処分すること。
12	消防用設備	消防の検査等の費用は、事業者で負担すること。
13	消防用設備	他施設の営業時間外に火事などで受信機が発報した場合は、裏口のカギを開け受信機を確認し対応すること。その際、他施設の執務空間には立ち入らないこと。
14	給水設備	給水方法は、直結給水方式でメーター口径は最大25mmまでとする。
15	給水設備	水道のテナント用子メーターまで市で設置する。それ以降（二次側）は事業者の負担で工事を行うこと。
16	給水設備	水道使用開始時には、市・事業者双方立会いのうえ検針するものとする。
17	排水設備	排水接続先は駐車場内に地中埋設されている100A（合流地域）となり、接続の際は駐車場のコンクリート取り壊しが必要となる。 また埋設排水管は土等が堆積気味であり、必要に応じテナント側の負担で高圧洗浄を行うこと。
18	排水設備	駐車場内の排水管には、テナント以外の施設からは受水槽の排水と雨水のみしか流れないため、詰まり等が発生した場合は事業者の負担で対応すること。
19	排水設備	厨房を設置する場合は、グリーストラップ等を設置する等、川口市の下水道の基準に適した排水設備を用意すること。

No.	項目	留意事項
20	トイレ	排水設備の関係で線路側の外壁側が設置しやすく、床上排水方式の便器が適している。
21	トイレ	接続先は駐車場内の埋設污水管となるが、コンクリート解体と掘削が必要となる。また受水槽系等の排水を妨げないように、排水柵を設置したうえで接続すること。
22	空調設備	室外機の設置位置は、受水槽等のメンテナンススペースおよび駐車スペースを確保することから、事前に市と協議のうえ設置場所を決めること。
23	換気設備	換気設備の設置に当たっては、既存の壁貫通口を再利用すること。既存のベントキャップの交換が必要な場合は事業者の負担で行うこと。
24	都市ガス設備	現在、他の施設では都市ガスを使用していないため、使用する場合はガスメーターをテナント専用とし、ガス会社との打ち合わせ、手続き、工事および使用開始後の管理の全てをテナントの責任において行うこと。またそのために発生する費用もテナント側で負担すること。
25	都市ガス設備	以前使用されていた都市ガスのメーターは存在しており、引き込み管も残存していると思われるがいずれも劣化状態は未確認である。現況確認後交換が必要な場合は、その費用（処分費用を含む）を事業者で負担すること。
26	共通事項	給水、排水、配線等の屋内外の貫通口は、既存貫通口を再利用すること。